

○農務省、厚生労働省、
環境水産省、経済産業省、
告示第七号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年農林水産省、厚生労働省、令第一号）第七條の三第二号の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則第七條の三第二号に規定する主務大臣が定める単価（平成二十年三月農林水産省、厚生労働省、令第一号）の一部を次のように改正し、令和五年十月一日から適用する。

令和五年三月三十一日

財務大臣	鈴木	俊一
厚生労働大臣	加藤	勝信
農林水産大臣	野村	哲郎
経済産業大臣	西村	康稔
環境大臣	西村	明宏

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前		
<p>特定分別基準適合物</p> <p>規則第四条第一号に規定する分別基準適合物</p> <p>規則第四条第二号に規定する分別基準適合物</p> <p>規則第四条第三号に規定する分別基準適合物</p> <p>規則第四条第四号に規定する分別基準適合物</p>	<p>再商品化の手法</p> <p>カレットを得るための手法</p> <p>カレットを得るための手法</p> <p>カレットを得るための手法</p> <p>カレットを得るための手法</p>	<p>特定分別基準適合物</p> <p>規則第四条第一号に規定する分別基準適合物</p> <p>規則第四条第二号に規定する分別基準適合物</p> <p>規則第四条第三号に規定する分別基準適合物</p> <p>規則第四条第四号に規定する分別基準適合物</p>	<p>再商品化の手法</p> <p>カレットを得るための手法</p> <p>カレットを得るための手法</p> <p>カレットを得るための手法</p> <p>カレットを得るための手法</p>	
<p>規則第四条第六号に規定する分別基準適合物</p>	<p>白色の発泡スチロール製食品用トレイに係る分別基準適合物から減容顆粒品、インゴット又はペレットを得るための手法</p> <p>ペレット等のプラスチック原料又はプラスチック製品等を得るための手法</p> <p>高炉で用いる還元剤を得るための手法</p> <p>コークス炉で用いる原料炭の代替物を得るための手法</p>	<p>規則第四条第六号に規定する分別基準適合物</p> <p>白色の発泡スチロール製食品用トレイに係る分別基準適合物から減容顆粒品、インゴット又はペレットを得るための手法</p> <p>ペレット等のプラスチック原料又はプラスチック製品等を得るための手法</p> <p>高炉で用いる還元剤を得るための手法</p> <p>コークス炉で用いる原料炭の代替物を得るための手法</p>	<p>単価</p> <p>一トンにつき六、三一 五円</p> <p>一トンにつき七、〇八 四円</p> <p>一トンにつき一三、九 六七円</p> <p>一トンにつき二、六七 六円</p> <p>一トンにつき四、六一 五円</p> <p>一トンにつき六二、二 五三円</p> <p>一トンにつき五九、三 七七円</p> <p>一トンにつき三九、三 六四円</p> <p>一トンにつき五一、一 七二円</p>	<p>単価</p> <p>一トンにつき五、〇〇 九円</p> <p>一トンにつき五、六五 七円</p> <p>一トンにつき九、一〇 二円</p> <p>一トンにつき八七九円</p> <p>一トンにつき一、八三 三元</p> <p>一トンにつき四八、七 二七円</p> <p>一トンにつき五四、八 〇六円</p> <p>一トンにつき四一、〇 三〇円</p> <p>一トンにつき四五、五 〇九円</p>

水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得るための手法	(略)
七十七円	一トンにつき四七、一 (略)
水素及び一酸化炭素を主成分とするガスを得るための手法	(略)
九十七円	一トンにつき三六、六 (略)